

平成 30 年 4 月 12 日(木)
19 時 00 分 ~ 20 時 20 分
立川市 上砂会館 第二集会室

「生活環境影響調査書」及び「都市計画決定・変更原案」住民説明会 議事概要

参加者

【市 側】

(ごみ減量化担当部) ごみ減量化担当部長、新清掃工場準備室長、清掃事務所長
ごみ対策課長、新清掃工場準備室庶務係長
新清掃工場準備室施設係長、新清掃工場準備室職員 2 名
(まちづくり部) まちづくり部長、都市計画課長、都市計画課都市計画係長
都市計画課職員 2 名
合計13名

【住民側】 26名 計26名

【その他】 立川市議会議員 2 名 計 2 名

合計28名

開会

司会より開会

お時間となりましたので説明会を始めさせていただきます。

初めに、本日の説明会におきましてお願いがございます。情報発信や議事録の作成に必要なため、職員が皆様のお顔が映らない形で写真撮影をさせていただきますことと、説明会の様子を録音させていただきます。また、たばこ・飲食はご遠慮ください。

改めまして皆様、こんばんは、本日は、お忙しいところ、説明会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より「新清掃工場整備に係る生活環境影響調査書」及び「都市計画決定・変更原案」の住民説明会を開催させていただきます。

まず初めに、ごみ減量化担当部長よりご挨拶をさせていただきます。

部長挨拶

ごみ減量化担当部長挨拶

みなさんこんばんは。本日は宜しくお願ひ致します。今、司会からも説明がありました、本日はお手元にも資料ございますけれども「新清掃工場整備に係る生活環境影響調査書」これは現地の方で、色々生活環境に関する調査を行いました。その結果を踏まえ

てですね、こういった環境に影響及ぼすのかどうかというようなところの調査書がまとまりましたので、本日はまずあらましについてご説明をさせていただきます。またもう一つが立川基地跡地昭島地区、都市計画決定及び変更ということで、やはり清掃工場建設にあたりまして必要となる都市計画の変更の手続き、こちらについてもご説明をさせていただくというものでございます。新清掃工場につきましては、昨年の3月に整備基本計画を策定いたしました。現在それを踏まえまして、事業者を選ぶ、そういった作業にも着手をしております。今後の予定ですけれども、今年の6月から7月位に事業者を選ぶ為の実施方針というものを公表いたしまして、秋口の9月から10月頃を目途に入札の公告をかけます。そうしますと来年の予定としては6月頃を目標にしておりますけれども、事業者を決定し契約をさせていただくと、そうしますと現地の方で本格的な工事に着手するというので、34年度内の稼働に向けていろいろと準備作業を進めているものでございます。今日の説明会は、その1つということで生活環境影響調査と都市計画の説明ということでございます。会場の都合でお時間限られておりますけれども、引き続き立川市のごみ行政、特に清掃工場の建設には、いろいろとご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。冒頭のご挨拶とさせていただきます。なにとぞよろしくお願い申し上げます。

出席者紹介

司会より、ごみ減量化担当部長、新清掃工場準備室長、清掃事務所長、ごみ対策課長、新清掃工場準備室庶務係長、新清掃工場準備室施設係長、まちづくり部長、都市計画課長、都市計画課都市計画係長の紹介及び自己紹介並びに説明会の対応体制について説明。

説明

「生活環境影響調査書」パワーポイント説明

「新清掃工場整備に係る生活環境影響調査書について」の内容について説明

1. 目的
2. 施設の設置に関する計画等
3. 生活環境影響調査項目の調査項目
4. 現地調査及び予測・影響の分析
5. 主な環境保全対策
6. 調査書の縦覧・意見書の提出について

以上について、パワーポイント及び配布資料を基に、新清掃工場準備室長より約20分間説明。

「都市計画決定・変更原案」パワーポイント説明

「立川基地跡地昭島地区都市計画の決定及び変更について」の内容について説明

1. 位置と周辺の状況
2. 背景・経緯
3. 都市計画の決定及び変更の内容
4. 今後のスケジュール

以上について、パワーポイント及び配布資料を基に、都市計画課長より約 20 分間説明。

質疑応答（色無し：ごみ減量化担当部回答、灰色：まちづくり部回答）

司 会：今ご説明した 2 点について一括して、質疑応答の時間にさせていただきます。ご質問がある方は挙手の方をお願い致します。私の方で指名致しますので、その後に発言をなさってください。質問内容は、ほかの方にも聞こえるように職員がマイクをお持ち致しますのでマイクを通してお話頂くようお願いいたします。また、その時に差し支えない範囲で構いませんのでお名前を頂ければと思います。

住 民：ご丁寧な説明、ありがとうございます。団地に住んでます〇〇と申します。計画のほうの 23 ページ、そちらのほうの都市計画の決定及び変更の内容につきまして、公的利用地区 A が約 1.6 ha、公園利用地区約 5.1 ha ということですが、公園利用地区のほうの（2）前号の建築物に附属するものと書いてございますが、こちらの附随するもの、例えばで結構なんですけど、教えていただけますでしょうか。

課 長：実際には、公園に必要なトイレとか管理事務所等が該当するかたちになります。今回の地区計画の変更は、利用計画に合わせて変更をかけておりますので、この次に改めて作るということではなくて、そこにそういうものを建築することができますと変更することです。

部 長：今回の地区計画の変更で、新たに地区整備計画というルールをかけることです。基本的には公園ですから、公園としての土地利用をして下さい、公園に必要なものについては建築することができますよといったルールを定めているということです。公園の整備計画とは違います。都市計画として、ルール化を法で決めますよといったことを書いてあるとご理解いただきたい。トイレを作るとか何を作るとかではなくて、ルールとして公園に必要なものしか建てられませんよというルールにしましょうよといった意味でございます。

住 民：〇〇ですが。昭島市に非常に近いですね。昭島市とは一緒にできないのでしょうか、共同で。清掃工場を昭島市と処理できないのでしょうか。

司 会：ただいまのご質問ですけど、新しい清掃工場についてのことで。昭島市と清掃工場を一緒にできないかというご質問でよろしいでしょうか。

部 長：今回の立川市の新清掃工場の建設ということで、立川市は単独でやるということで昨年3月に整備基本計画を策定して作業が進んでいるということが現状でございます。一方、昭島市さんは、現在、多摩川の南側の八王子寄りのほうに清掃工場を単独設備をお持ちです。昭島市さんから聞いているお話しでは、昭島市は今後、単独施設ではなくて広域化をしたいと。ついては、羽村市さんに位置している西多摩衛生組合のほうに加入をさせていただくということで既に正式に申し入れを行っていると同っておりますので、立川市は単独で整備を進める、また、昭島市さんは西多摩衛生組合の方に加入をするということで、お互いの自治体がそれぞれの手続き作業を進めているという状況でございます。

司 会：よろしいでしょうか。

住 民：そうですね、予算が200億ぐらいかかるということだと、単独だと大変厳しい。共同でやると負担が安くなる。検討されたのでしょうか。

司 会：今おっしゃられたのは、清掃工場の建築費のことで、200億以上のお金がかかるけれども、すみません、その後がよく聞き取れなくて、もう一度お伺いしてもよろしいでしょうか。

住 民：共同でやるとそれだけ負担が減りますね。

住 民：共同でやるとそれだけ負担が減るのではないかと。

住 民：検討されたのでしょうか。

住 民：そういうことを検討されたのかと。

部 長：整備費については、先ほどより申し上げております昨年の3月に策定いたしました整備基本計画のなかで、整備費が約130億、今後20年間の運営に要する経費ということで95億という数字を出しております。合わせまして225億というのが、

設置してさらに20年間の管理をお願いするということで、単独施設であるということ。基本的には、広域化するとその分コスト削減ということは、他団体でも、今あの、直近で一番わかりやすいところで申し上げますと、日野市にですね、今回、小金井市さんと国分寺市さんと3市で共同の施設を作るということで、コスト削減の資料をお見せする中で共同化、広域化を図るような説明会をされたという話も聞いております。今回、広域化するメリットはあるんですが、本市が進めてきている中で一番大きなポイントは、なかなかタイミングがですね、非常に合わなかったということで、立川市でも他団体との広域化とか、あとは、やはり、一部事務組合、他団体との参加させていただけないかと検討を色々進めてきたのですが、色々な諸事情があり、なかなか一緒にやるきっかけが整わなかったということで、単独施設で行くという判断をして今回この昭島地区にやるという決定を、先ほどの都市計画の説明の中でもお示ししておりますけれども、25年2月に候補地ということで発表して以来、単独施設で進めて行くところが現状でございます。これから広域化ということになりますと、諸事情、諸条件も大きく変わります。若葉町の清掃工場は、ご存じの方多いと思いますが、平成20年に移転するというお約束をするなかで、拡充、3号炉という大きな100トンの炉を平成9年に増設したといった、歴史的な経過もございますので、立川市としては一日も早く新しい清掃工場を整備するというで、今のスケジュールによりやく乗ってきたという状況もございますので、そういった色々な諸事情があつて広域化は難しいという判断で今、進んでいるということでございます。

住 民：この計画案の21ページ、立川3・2・38、計画道路はどのような感じで進んでいるのか聞きたいのですが。

課 長：立川3・2・38号線につきましては、東京都施行で事業をやっております、詳細につきましては東京都さんに確認していただきたいのですが。状況としては、用地買収をやり始めているということで、現状としては用地買収はあまり進んでいないと聞いております。

住 民：私の勉強不足で勘違いをしていかもしれませんが、場所なんですけれども、泉公園の南側ということで、図面でいくとあらましと計画を位置が全然違う、重ねてみたら全然違うのですが、どう見たらいいのでしょうか。あらましのほうの12ページのほうには、右下に工場がありますね、その残堀川の左側なんですけど、もう一つの計画にいくと泉公園の南側の三角になっている。これはどのように見たらいいかわからないので、説明してください。

司 会：今のご質問ですが、清掃工場の整備のあらましの12ページにある工場の位置と都市計画変更の22ページにある緑の工場の位置の形がだいぶ違うということですか。

室 長：今、都市計画の地区計画の範囲は公園のような形での範囲になっております。あらましの中での敷地設定はこのような形で昭島市域も含んだ形で敷地設定になっております。施設の都市計画の決定は、ここで決定するような形になっておりますので、施設の都市計画決定の範囲と今回新清掃工場の敷地設定が若干ずれるような形になっております。これは、今回施設整備をするにあたって、昭島市域に緩衝帯的な緑地であるとか、緑地保全、防災オープンスペース的なものを作ってより良い施設にする形で、今回このような計画になっておりますので、施設の範囲と都市計画変更する範囲が若干ずれておりますので、資料の範囲がずれて見えているということであります。以上でございます。

部 長：若干補足させていただきます。今の説明は、行政界が、昭島市と立川市の行政界がこの線です。調節池があるんですが、調節池も昭島の行政区域と立川の行政区域とにまたがっているということ。このピンクの土地もこちら側が昭島市になります。こちらが立川市になります。行政区域がここで分かれております。今回の都市計画の手続きはあくまでも立川の行政区域だけ、都市計画の手続きを踏みます。今まで、昨年3月の整備基本計画の清掃工場の敷地は、立川の行政区域だけでやると、1.3haでやるということで、基本計画案をまとめているのですが、その後、いろいろ検討を進める中で、防災機能とかそういった機能を持つときにオープンスペースが必要だろうということで、昭島の行政区域、昭島市さんに土地利用の計画がないと聞いておりましたので、土地所有者の財務省にご相談し、昭島市さんにご相談した中で、今回、昭島の行政区域を財務省から取得をさせていただき手続きを進めております。清掃工場の敷地としては立川市だけでなく全体の敷地で清掃工場は建設する。ただし、都市施設、都市計画の決定をするのは立川の行政区域だけですし、今、昭島市さんとの話の中でも清掃工場を建てるのは立川市の敷地内で建てて、というようなお約束をするなかで進めさせていただいておりますので、若干、図面が資料により異なるとはこういう事情でございます。

住 民：先ほどの道路の質問の関連になるのですが、道路は東京都がということは理解いたします。実際、清掃工場の稼働するときと道路が完成するときと、以前の説明会の時に、主に道路の北のほうからは立川市の北のほうのごみ収集車が走ってくると、南のほうからは立川市の南から来ると前回ありましたが、今後の

予測は、先ほど東京都の話でわからないということですが、清掃工場の稼働が始まって、北側の道路が買収が終わってなくて道もできていなくて、その場合には立川市の北側のごみ収集車はどこを走るのでしょうか。

司 会：ただいまの質問ですけれども、都市計画道路3・2・38号線がまだ、進捗状況がわかっていないなかで、新清掃工場ができた場合、道路が完成していないのに、収集車のルートはどうなるのかというご質問でよろしいでしょうか。

室 長：立3・2・38号線という都市計画道路ですが、今、東京都さんは33年度中の完成を目途に頑張っているという計画。事業認可をとって進められております。ただ、今、お話しあったように、用地折衝に入ったばかりだということですが、私共としましては、まず、計画に基づいた完成をお願いしてこうと考えております。実際、その先がどうなるか、もう少し遅れることが出てくるような状況が出てきましたら、出てくるかもしれませんので、そのようなことを踏まえながら、早めに対応について検討して、必要な対応を取っていきたいと考えています。その時には、関係する近隣のみなさんにもご説明等していきながら丁寧に進めていきたいと思っています。

住 民：今、そういう回答がありました。私が思うには、現時点で33年は無理だと思っている。私が個人的に思っているだけであって、市の方がそう思わないとしたら、思わない理由がなぜ、そう思わないかを知りたい。教えてください。

部 長：基本的には、昨年度、既に事業認可といった、国の認可を受けて、測量地権者交渉に入っているといた状況でございます。当然、認可をとるには、いつまでに完成させますよといった計画を立てて、国に許可をいただきます。そういったなかで、いま、準備室長が言ったように、33年度の目標を持っています。だから、室長が言ったように、特に用地買収というのは相手がいる話でございますので、それが国の認可をとっているから絶対できるのかといったことは、いささかクエスチョンがつくところでございます。ただ、東京都さんがそういった目標に対して頑張ると協議をしていくんだと宣言している。現在の段階で33年度ができるのかできないのかといったことについては、あくまで、目標を33年度中の整備を目指すんだといったところで、本当にできるかできないかは、東京都さんの頑張り次第、若しくは地権者さんのご協力いただければ当然、延伸せざるを得ないことでありますので。現在平成30年度でございます。3年後においては、だんだんそれが時間がたてば、もう33年では無理だとなれば、改めてルート案についても、供用開始について予定通り34年でいけそうだけれど

も道路ができないのなら、室長が言ったように、改めてルート案というのを、近隣の皆様にご説明しながら、生活環境にどう影響があるのかないか、そういったルートでいいのかということを改めて設定させていただきます。これからの事業ですので、絶対ということはございません。ただ、計画論として33年度ということを経済省が発表してございますので、まずはそれを信じるなかで、状況を見定めていくということでもあります。

住 民：東京都が道ができるという前提で考えているということは、道ができたらごみ焼却場を稼働するというでいいですか。道ができなくてもごみ焼却場は稼働するんですか。それはどちらでしょうか。

室 長：今、若葉町の清掃工場は20年までの稼働とお約束をさせていただいています。34年度の稼働を目指しておりますので34年度に完成しましたら、稼働させていただくことで計画しております。

住 民：ということは、道ができても、できなくても稼働は34年にしようという考えですか。

室 長：都市計画道路が仮にできなくても34年度の稼働で考えております。

住 民：そうすると、ごみ収集車が走るルートは、その段階で改めて考えると。もともとは、そのために道を作るといったのは、それはそうではないということですか。

部 長：都市計画道路3・2・38号線というのは、ごみ焼却場を作るために作った道路ではございません。これは、元々、都市計画決定を昭和の時代に決定をしている道路でして、決して、この最近の予定地があるから作ったものではありません。地域の交通ネットとして、武蔵村山市の日産通りまでつながる道路でして、ずっと、東中神駅から通ります、ここの横を通ります、武蔵砂川駅のおきを通って、今の日産通りを抜けて新青梅街道、青梅街道まで通じるといった道路ネットワークとして必要な道路として計画決定していますので、誤解がないようお願いしたい。結果的に生活道路に通らないということでこういった計画になっているので、そういったルートを通っていきたいという考えだったんですけど。できなければ、改めてそういったルートについて検討する。ですから、清掃工場の位置があるから道路を作るわけではないということだけのご理解いただきたい。都市計画決定は昭和56年になります。

住 民：今の道があるという計画があったということは理解しています。今回、前回までの説明会の過程で、北側と南側からの二つに分けてくるという説明がそうではなくなるということがありうるということですね。

室 長：道路ができなかった場合、当初想定していたルートではなくなる可能性はあります。どのようになるかは、今後、最も影響の少ない形に検討したいと考えています。

閉会

司会より問い合わせ先等の説明及び閉会

それでは、質問もなくなりましたので、説明会のほうを終了させていただきたいと思えます。最後にですね、本日お配りした「次第」の最後に各担当部署の連絡先を記入させていただいております。今後、清掃工場ですとか生活環境影響調査についてのご質問、あるいは、都市計画決定・変更原案についてのご質問がありましたら、こちらのほうにお問い合わせをいただければと存じます。また、市役所のホームページを通して、ご質問頂くことも可能ですので、ぜひご活用ください。それでは、本日の住民説明会をこれにて終了させていただきます。本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして、大変ありがとうございました。ありがとうございました。